

光サービスアーキテクチャコンソーシアム

成果報告



光サービス アーキテクチャ コンソーシアム

- ・Apple, QuickTime は、米国およびその他の国々で登録された Apple Computer, Inc.の商標です。
- ・Cisco, IP/TV は、米国およびその他の国における Cisco Systems, Inc.の登録商標または商標です。
- ・EZ Web は、KDDI グループの登録商標です。
- ・J-SKY は、J-フォングループの商標です。
- ・Macromedia, Shockwave, Macromedia Flash は、Macromedia, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ・Microsoft, Windows, Windows Media は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ・Windows の正式名称は、Microsoft Windows Operating System です。
- ・Windows CE の正式名称は、Microsoft Windows CE Operating System です。
- ・Windows XP の正式名称は、Microsoft Windows XP Operating System です。
- ・Microsoft PowerPoint は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- ・Netscape は、米国 Netscape Communications Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- ・RealNetworks, RealPlayer, RealAudio および RealVideo は、米国およびその他の国における米国 RealNetworks, Inc.の登録商標または登録申請中の商標です。
- ・Java および全ての Java 関連の商標は、米国およびその他の国における米国 Sun Microsystems, Inc.の商標または登録商標です。
- ・Yahoo!および Geocities は、米国 Yahoo! Inc.の登録商標または商標で、ヤフー株式会社はこれらに関する権利を保有しています。
- ・メモリースティックは、ソニー株式会社の商標です。
- ・その他、本ドキュメント集に記載されている会社名、製品名、ロゴマークおよび固有名詞等は一般に各社の商標および登録商標です。

## 会長からのメッセージ



光サービスアーキテクチャコンソーシアム  
会長 安田 浩

安田 浩

2001 年末には ADSL が 150 万加入を越えるなど、高速インターネット、そしてブロードバンドサービスへの関心が高まっています。さらに、本格的なブロードバンドサービスとして光ファイバによる 100Mb/s クラスのアクセスサービスも開始され、いよいよブロードバンド時代を迎えました。この背景には、コンピュータや通信の進歩、それを支えてきたデバイス、情報処理、いわゆる情報技術(IT: Information Technology)の飛躍的な進歩があります。

しかしこのような技術進歩にもかかわらず、身の回りの社会や日常の暮らしの中では、ブロードバンドが身近になったとはとても言えない状況です。新しいメディアとしてのインターネットを使いこなすことができるのは、仕事で使う人や携帯電話を持ち歩く若者などに限られており、主婦や高齢者、子供にとってインターネットが生活に密着していないのは相変わらずです。彼らにとっては、従来メディアであるテレビがやはり生活の中心となっているのです。

家族の誰もが映像コンテンツを主体としたブロードバンドを享受できるようになるには、テレビのように操作が簡単な情報家電が不可欠です。そして、何よりも地元のスーパーの安売り情報や学校の運動会中継、地域の催し物情報など、日常生活の中で家族が必要とする新鮮な情報コンテンツが必要です。また、情報コンテンツだけではなく、実家の居間の様子がいつも眺められ、必要ならいつでも気軽に相手の顔を見ながら相談ができるなどの新しい形態のブロードバンドサービスがあれば、都会の若夫婦と遠隔地の両親を結んだネット二世帯同居のような新たな生活様式が生まれてくるかもしれません。

一方、サービスを提供する企業側に視点移して見ると、通信サービス事業者およびコンピュータシステム事業者はもちろん、家電事業者、コンテンツ流通事業者、アプリケーションサービス提供事業者など、多くの事業者がブロードバンドサービスの実現に関連していきます。多くの事業者が相互に連携しブロードバンドサービスを円滑に発展させて、大きな市場を形成していくためには、端末の標準的な操作方法、端末とネットワーク間のプロトコル、ネットワークとプロバイダ間のプロトコル、プロバイダの標準的なネットワーク利用手順など、ガイドラインの策定や標準化が必要なことは言うまでもありません。

このような背景を踏まえて、2000年11月に新たなブロードバンドサービスの実現を目指す企業連携の仕組みとして、「光サービスアーキテクチャコンソーシアム(HSAC, 略して「光コンソーシアム」)」の構想を発表し、これに賛同する企業・団体を募りました。その結果、ブロードバンドへの高い関心を反映して、2001年1月の光コンソーシアム発足時には49企業・団体の賛同を得て、さらに2001年8月には80企業・団体の参加を得るまでになりました。

光コンソーシアムでは、光ファイバによる 10Mb/s ~ 100Mb/s クラスの本格的なブロードバンドサービスを

「光サービス」と呼び、全体を コンテンツプロバイダ、 エンドユーザ、そして プロバイダとユーザを結ぶ「光サービス基盤」、に分け、サービス/システムのモデル化を行いました。光コンソーシアムの狙いは、

- (1)ブロードバンド時代にふさわしい映像リッチな光サービスを見いだすこと
- (2)その光サービスをコンテンツプロバイダからユーザに配信・配送するための光サービス基盤の機能および構造(アーキテクチャ)を明確化すること
- (3)光サービス基盤とコンテンツプロバイダ/ユーザ間のインタフェース条件を明確化すること

にあります。これを目指して、サービス委員会および技術委員会を組織し、一年間にわたり検討を進めてきました。

その結果、サービス委員会では、光サービスとして22のサービスを抽出してサービスのモデル化を行った上で、その中から特に5つのサービスに注目してサービスの詳細検討を行い「サービス仕様書」を策定しました。一方、技術委員会では、更にその中から2つの有望なサービスを選定して、光サービス基盤の機能および構造を整理し、光サービス基盤とコンテンツプロバイダ間、光サービス基盤とユーザ間のインタフェース条件を規定しました。

本書は、これらサービス委員会および技術委員会の検討結果を、以下のような形で体系的にドキュメント化したものです。

- (a)サービス仕様書
- (b)サービスネットワークアーキテクチャ検討書
- (c)インタフェース条件規定書

一年という短期間で委員会メンバが精力的にまとめ本書は、内容として非常に広い範囲をカバーしている反面、検討の掘り下げが不十分なところもあります。しかし、光サービスの実現に向けて、様々な業界が初めて一堂に会してサービス、アーキテクチャ、インタフェース条件についての大枠を示した点が本書の重要なポイントです。ブロードバンド時代のビジネス開拓に向けて、本書がみなさまのビジネス化検討に活用されることを切に願うものです。

2002年3月

## 会 員

旭硝子株式会社	<a href="http://www.agc.co.jp/">http://www.agc.co.jp/</a>
株式会社朝日新聞社	<a href="http://www.asahi.com/">http://www.asahi.com/</a>
株式会社アルファシステムズ	<a href="http://www.alpha.co.jp/">http://www.alpha.co.jp/</a>
伊藤忠商事株式会社	<a href="http://www.itochu.co.jp/main/">http://www.itochu.co.jp/main/</a>
インクトゥミ ジャパン株式会社	<a href="http://www.inktomi.com/japan/">http://www.inktomi.com/japan/</a>
インテル株式会社	<a href="http://www.intel.co.jp/">http://www.intel.co.jp/</a>
エヌキューブ ジャパン	<a href="http://www.ncube.com/">http://www.ncube.com/</a>
NTT アイティ株式会社	<a href="http://www.ntt-it.co.jp/">http://www.ntt-it.co.jp/</a>
NTT アドバンステクノロジー株式会社	<a href="http://www.ntt-at.co.jp/">http://www.ntt-at.co.jp/</a>
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	<a href="http://www.ntt-me.co.jp/">http://www.ntt-me.co.jp/</a>
NTT コミュニケーションズ株式会社	<a href="http://www.ntt.com/">http://www.ntt.com/</a>
NTT コムウェア株式会社	<a href="http://www.nttcom.co.jp/">http://www.nttcom.co.jp/</a>
NTT ソフトウェア株式会社	<a href="http://www.ntts.co.jp/">http://www.ntts.co.jp/</a>
株式会社 NTT データ	<a href="http://www.nttdata.co.jp/">http://www.nttdata.co.jp/</a>
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<a href="http://www.nttdocomo.co.jp/">http://www.nttdocomo.co.jp/</a>
NTT ブロードバンドイニシアティブ株式会社	<a href="http://www.ntt-bb.com/NTT-BBj/">http://www.ntt-bb.com/NTT-BBj/</a>
NTT ラーニングシステムズ株式会社	<a href="http://info.nttls.co.jp/">http://info.nttls.co.jp/</a>
沖電気工業株式会社	<a href="http://www.oki.com/jp/">http://www.oki.com/jp/</a>
オリンパス光学工業株式会社	<a href="http://www.olympus.co.jp/">http://www.olympus.co.jp/</a>
株式会社角川書店	<a href="http://www.kadokawa.co.jp/">http://www.kadokawa.co.jp/</a>
九州松下電器株式会社	<a href="http://www.kme.panasonic.co.jp/">http://www.kme.panasonic.co.jp/</a>
株式会社 QUICK	<a href="http://www.quick.co.jp/">http://www.quick.co.jp/</a>
KDDI 株式会社	<a href="http://www.kddi.com/">http://www.kddi.com/</a>
株式会社ケンウッド	<a href="http://www.kenwood.com/jhome.html">http://www.kenwood.com/jhome.html</a>
独立行政法人 産業技術総合研究所	<a href="http://www.aist.go.jp/index_ja.html">http://www.aist.go.jp/index_ja.html</a>
株式会社ジャストシステム	<a href="http://www.justsystem.co.jp/">http://www.justsystem.co.jp/</a>
シャープ株式会社	<a href="http://www.sharp.co.jp/">http://www.sharp.co.jp/</a>
株式会社情報通信総合研究所	<a href="http://www.icr.co.jp/">http://www.icr.co.jp/</a>
住友商事株式会社	<a href="http://www.sumitomocorp.co.jp/">http://www.sumitomocorp.co.jp/</a>
全国朝日放送株式会社	<a href="http://www.tv-asahi.co.jp/">http://www.tv-asahi.co.jp/</a>
株式会社ゼンリン	<a href="http://www.zenrin.co.jp/">http://www.zenrin.co.jp/</a>
ソニー株式会社	<a href="http://www.sony.co.jp/">http://www.sony.co.jp/</a>
株式会社ソリトンシステムズ	<a href="http://www.soliton.co.jp/">http://www.soliton.co.jp/</a>
大日本印刷株式会社	<a href="http://www.dnp.co.jp/">http://www.dnp.co.jp/</a>
宅内情報通信・放送高度化フォーラム (*1)	<a href="http://www.dhf.gr.jp/">http://www.dhf.gr.jp/</a> (*1) 特別会員
株式会社田村電機製作所	<a href="http://www.tamra.co.jp/">http://www.tamra.co.jp/</a>
知多メディアネットワーク株式会社	<a href="http://www.medias.co.jp/">http://www.medias.co.jp/</a>
財団法人 デジタルコンテンツ協会	<a href="http://www.dcaj.or.jp/">http://www.dcaj.or.jp/</a>
株式会社電通	<a href="http://www.dentsu.co.jp/">http://www.dentsu.co.jp/</a>
東京電力株式会社	<a href="http://www.tepco.co.jp/">http://www.tepco.co.jp/</a>
株式会社東京放送	<a href="http://www.tbs.co.jp/">http://www.tbs.co.jp/</a>
株式会社東芝	<a href="http://www.toshiba.co.jp/">http://www.toshiba.co.jp/</a>

凸版印刷株式会社	<a href="http://www.toppan.co.jp/">http://www.toppan.co.jp/</a>
西日本電信電話株式会社	<a href="http://www.ntt-west.co.jp/">http://www.ntt-west.co.jp/</a>
日本アイ・ビー・エム株式会社	<a href="http://www.ibm.com/jp/">http://www.ibm.com/jp/</a>
日本アニメーション株式会社	<a href="http://www.nippon-animation.co.jp/">http://www.nippon-animation.co.jp/</a>
日本 SGI 株式会社	<a href="http://www.sgi.co.jp/">http://www.sgi.co.jp/</a>
日本情報通信コンサルティング株式会社	<a href="http://www.ntc.co.jp/">http://www.ntc.co.jp/</a>
日本テレコム株式会社	<a href="http://www.japan-telecom.co.jp/">http://www.japan-telecom.co.jp/</a>
日本テレビ放送網株式会社	<a href="http://www.ntv.co.jp/">http://www.ntv.co.jp/</a>
日本電気株式会社	<a href="http://www.nec.co.jp/">http://www.nec.co.jp/</a>
日本電信電話株式会社	<a href="http://www.ntt.co.jp/">http://www.ntt.co.jp/</a>
日本ビクター株式会社	<a href="http://www.jvc-victor.co.jp/">http://www.jvc-victor.co.jp/</a>
日本ヒューレット・パカード株式会社	<a href="http://welcome.hp.com/country/jp/jpn/">http://welcome.hp.com/country/jp/jpn/</a>
日本放送協会	<a href="http://www.nhk.or.jp/">http://www.nhk.or.jp/</a>
日本ルーセント・テクノロジー株式会社	<a href="http://www.lucent.co.jp/">http://www.lucent.co.jp/</a>
ノーテルネットワークス株式会社	<a href="http://www.nortelnetworks.com/corporate/global/asia/japan/">http://www.nortelnetworks.com/corporate/global/asia/japan/</a>
パイオニア株式会社	<a href="http://www.pioneer.co.jp/">http://www.pioneer.co.jp/</a>
株式会社博報堂	<a href="http://www.hakuhodo.co.jp/">http://www.hakuhodo.co.jp/</a>
東日本電信電話株式会社	<a href="http://www.ntt-east.co.jp/">http://www.ntt-east.co.jp/</a>
日立 INS ソフトウェア株式会社	<a href="http://www.ins-hitachi.co.jp/">http://www.ins-hitachi.co.jp/</a>
株式会社日立製作所	<a href="http://www.hitachi.co.jp/">http://www.hitachi.co.jp/</a>
日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	<a href="http://www.hitachi-sk.co.jp/">http://www.hitachi-sk.co.jp/</a>
日立通信システム株式会社	<a href="http://www.hitachi.co.jp/HCS/">http://www.hitachi.co.jp/HCS/</a>
日立ネットビジネス株式会社	<a href="http://www.hi-nb.com/">http://www.hi-nb.com/</a>
株式会社ビーバット企画	<a href="http://www.b-bat.co.jp/">http://www.b-bat.co.jp/</a>
株式会社フジクラ	<a href="http://www.fujikura.co.jp/">http://www.fujikura.co.jp/</a>
富士通株式会社	<a href="http://jp.fujitsu.com/">http://jp.fujitsu.com/</a>
株式会社フジテレビジョン	<a href="http://www.fujitv.co.jp/jp/">http://www.fujitv.co.jp/jp/</a>
株式会社ブロードバンド・エクステンジ	<a href="http://www.bbx.co.jp/jp/">http://www.bbx.co.jp/jp/</a>
マイクロソフト株式会社	<a href="http://www.microsoft.com/japan/">http://www.microsoft.com/japan/</a>
松下通信工業株式会社	<a href="http://www.mci.panasonic.co.jp/">http://www.mci.panasonic.co.jp/</a>
松下電器産業株式会社	<a href="http://www.matsushita.co.jp/">http://www.matsushita.co.jp/</a>
松下電送システム株式会社	<a href="http://www.panafax.co.jp/">http://www.panafax.co.jp/</a>
三菱商事株式会社	<a href="http://www.mitsubishi.co.jp/">http://www.mitsubishi.co.jp/</a>
三菱電機株式会社	<a href="http://www.melco.co.jp/">http://www.melco.co.jp/</a>
明星電気株式会社	<a href="http://www.meisei.co.jp/">http://www.meisei.co.jp/</a>
モトローラ株式会社	<a href="http://www.mot.co.jp/">http://www.mot.co.jp/</a>
株式会社ユーズコミュニケーションズ	<a href="http://www.usen.co.jp/">http://www.usen.co.jp/</a>
株式会社読売広告社	<a href="http://www.yomiko.co.jp/">http://www.yomiko.co.jp/</a>

(五十音順)

## 発起人

安田 浩	東京大学
河田 亨	シャープ株式会社
高橋 平	大日本印刷株式会社
杉山 峯夫	日本電気株式会社
鈴木 滋彦	日本電信電話株式会社
榎木 好明	松下電器産業株式会社

## 会長

安田 浩	東京大学国際・産学共同研究センター
------	-------------------

## 幹事

榎木 好明	松下電器産業株式会社	幹事長
高橋 恒雄	インテル株式会社	
村上 仁己	株式会社KDDI	
河田 亨	シャープ株式会社	
久保田幸雄	ソニー株式会社	
高橋 平	大日本印刷株式会社	
矢野 薫	日本電気株式会社	
岡田和比古	日本電信電話株式会社	
和崎 信哉	日本放送協会	
高武 照佳 (*1)	ノーテルネットワークス株式会社	(*1) 2001.1.22-2001.5.15
Anthony Richardson (*2)	ノーテルネットワークス株式会社	(*2) 2001.5.15-2002.3.26
平松 敏之 (*3)	ノーテルネットワークス株式会社	(*3) 2002.3.26-
小川 圭祐	株式会社日立製作所	

## 運営事務局

渡部 直也	日本電信電話株式会社	運営事務局長
間 智子	大日本印刷株式会社	規約担当 (2001.1.22-2001.12.31)
新井 均	ノーテルネットワークス株式会社	会計担当
石山 康	インテル株式会社	出版担当
市森 峰樹	日本電信電話株式会社	企画担当
岡崎 勲	日本電気株式会社	英訳窓口担当
奥田 博	株式会社日立製作所	監査担当
久保田靖夫	大日本印刷株式会社	規約担当
甲賀 祐二	ソニー株式会社	会場担当
河本 隆宏	日本電気株式会社	英訳窓口担当
柴田 達雄	株式会社KDDI	監査担当
嶋津 哲夫	シャープ株式会社	会場担当 (2001.1.22-2002.1.17)
田中 美苗	大日本印刷株式会社	印刷窓口担当
千葉 常之	日本電信電話株式会社	企画/会員担当
中沢 功次	日本電気株式会社	英訳窓口担当
羽鳥 好律	株式会社KDDI	監査担当
福崎 和廣	シャープ株式会社	会場担当
福田 善一	松下電器産業株式会社	企画担当
本川 憲治	松下電器産業株式会社	企画担当
元橋 圭哉	日本放送協会	会場担当
矢橋 隆	日本放送協会	会場担当
山崎 順	株式会社日立製作所	監査担当

## サービス委員会貢献者

上田 繁  
久保田靖夫  
上野 元治

シャープ株式会社  
大日本印刷株式会社  
株式会社東芝

サービス委員長  
WG1 主査  
WG2 主査

間 智子  
泉 博之  
市森 峰樹  
伊藤日出男  
岩本 哲夫  
宇敷 辰男  
枝 茂弘  
大貫 明人  
小菅三奈子  
柴田 達雄  
須田 広志  
大黒 能寛  
高木 宏充  
高木伸一郎  
田嶋 知一  
田中 寛  
田中 美苗  
橋本研一郎  
長谷部浩一  
藤本 一夫  
松永 統行  
三嶋信太郎  
南 誠一  
三宅 俊之  
元橋 圭哉  
森脇 鉄朗  
山口 典男

大日本印刷株式会社  
NTT ソフトウェア株式会社  
日本電信電話株式会社  
独立行政法人 産業技術総合研究所  
株式会社日立製作所  
NTT アドバンステクノロジー株式会社  
日立ネットビジネス株式会社  
NTT コミュニケーションズ株式会社  
NTT アドバンステクノロジー株式会社  
KDDI 株式会社  
知多メディアネットワーク株式会社  
株式会社情報通信総合研究所  
財団法人 デジタルコンテンツ協会  
日本電信電話株式会社  
ソニー株式会社  
KDDI 株式会社  
大日本印刷株式会社  
株式会社電通  
株式会社東芝  
全国朝日放送株式会社  
日本電気株式会社  
株式会社ユーズコミュニケーションズ  
松下電器産業株式会社  
凸版印刷株式会社  
日本放送協会  
シャープ株式会社  
日本ヒューレット・パカード株式会社

(2001.1.22-2001.12.31)

## 技術委員会貢献者

長谷川 聡  
岡田 忠信  
三宅 功  
水原 登  
中野 剛  
森田 英世

日本電気株式会社  
日本電信電話株式会社  
日本電信電話株式会社  
株式会社日立製作所  
松下電器産業株式会社  
日本電信電話株式会社

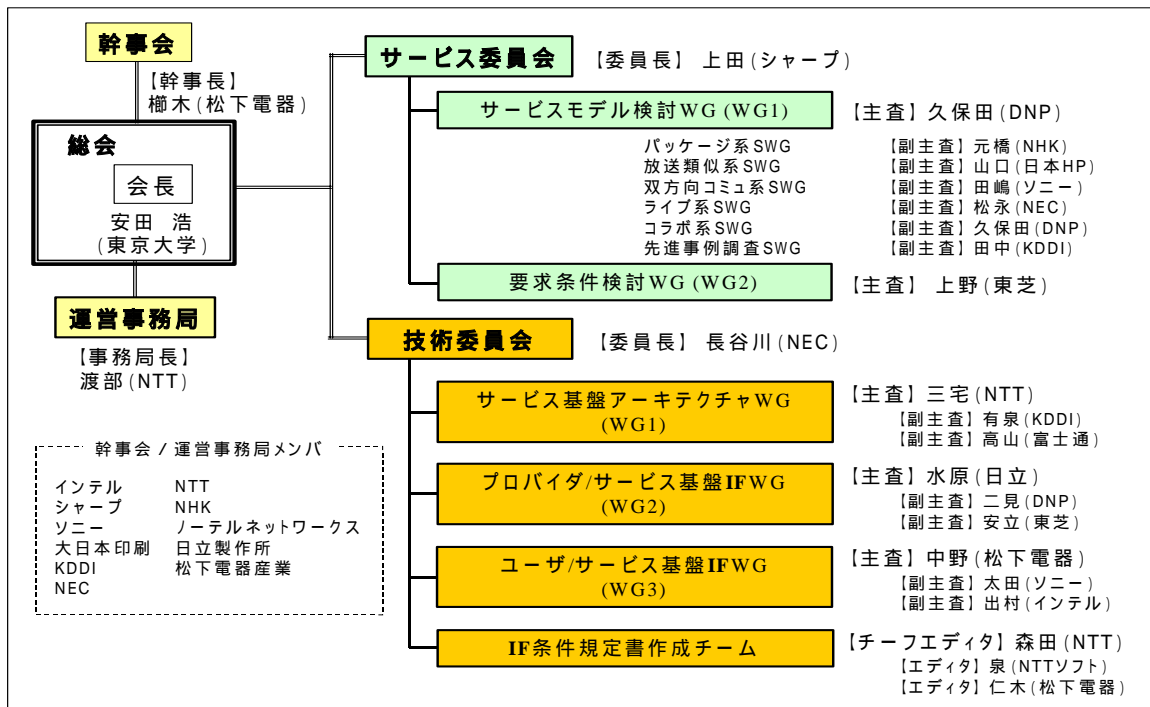
技術委員長  
WG1 主査 (2001.1.22-2001.7.24)  
WG1 主査 (2001.7.24-)  
WG2 主査  
WG3 主査  
チーフエディタ

青柳 恭弘  
安立 幸雄  
有泉 健  
五十嵐達治  
石井 敦  
泉 博之  
稲見 任  
井上 修吾  
上野 元治  
浦 康夫  
太田 直久  
岡島 啓介  
奥田 博  
桶屋 勝幸  
河原 哲也  
桑原 博

インクトゥミ ジャパン株式会社  
株式会社東芝  
KDDI 株式会社  
富士通株式会社  
沖電気工業株式会社  
NTT ソフトウェア株式会社  
富士通株式会社  
NTT ブロードバンドイニシアティブ株式会社  
株式会社東芝  
シャープ株式会社  
ソニー株式会社  
株式会社日立製作所  
株式会社日立製作所  
株式会社日立製作所  
パイオニア株式会社  
富士通株式会社

小菅三奈子  
 小林 昭  
 櫻井 栄佐  
 下司 昌幸  
 白川 千洋  
 秦泉寺浩司  
 杉原 源興  
 相井 宏之  
 高橋英一郎  
 高山 一穂  
 高山 勝則  
 田辺 良則  
 谷 幹也  
 丹野 一  
 千葉 常之  
 出村 達彦  
 中田登志之  
 永松 英子  
 仁木 輝記  
 西 宏之  
 布目 敏郎  
 野村 哲也  
 橋本 純一  
 林 一博  
 早友 聡  
 平賀 透  
 二見 康弘  
 松岡 正  
 宮川 英樹  
 三和 邦彦  
 森西 優次  
 吉浦 裕  
 吉田 均  
 若杉 尚

NTT アドバンステクノロジー株式会社  
 日本電気株式会社  
 ノーテルネットワークス株式会社  
 日本電気株式会社  
 東日本電信電話株式会社  
 西日本電信電話株式会社  
 パイオニア株式会社  
 松下電器産業株式会社  
 富士通株式会社  
 株式会社日立製作所  
 富士通株式会社  
 日本情報通信コンサルティング株式会社  
 日本電気株式会社  
 インテル株式会社  
 日本電信電話株式会社  
 インテル株式会社  
 日本電気株式会社  
 富士通株式会社  
 松下電器産業株式会社  
 日本電信電話株式会社  
 パイオニア株式会社  
 東日本電信電話株式会社  
 東日本電信電話株式会社  
 パイオニア株式会社  
 NTT コミュニケーションズ株式会社  
 ソニー株式会社  
 大日本印刷株式会社  
 エヌキューブ・ジャパン  
 沖電気工業株式会社  
 日本アイ・ビー・エム株式会社  
 日本電信電話株式会社  
 株式会社日立製作所  
 松下通信工業株式会社  
 株式会社ジャストシステム



HSACの運営体制

## 目 次

[会長からのメッセージ](#)

[会 員](#)

[発起人・幹事](#)

[運営事務局](#)

[サービス委員会貢献者](#)

[技術委員会貢献者](#)

[目 次](#)

[サービス仕様書サマリ 第 1.2 版](#)

[サービス仕様書 第 1.2 版](#)

[サービスネットワークアーキテクチャ検討書 第 1.2 版](#)

[インタフェース条件規定書 第 1.2 版](#)

[光サービスアーキテクチャコンソーシアム規約](#)

[事務局後記](#)

# サービス仕様書サマリ

[D:¥Japanese¥HSAC\\_SC12j.pdf](#)

[E:¥Japanese¥HSAC\\_SC12j.pdf](#)

[F:¥Japanese¥HSAC\\_SC12j.pdf](#)

【注】お手持ちのパソコン環境に応じて適宜使い分けて下さい。

# サービス仕様書

[D:¥Japanese¥HSAC SCd12j.pdf](#)

[E:¥ Japanese¥HSAC SCd12j.pdf](#)

[F:¥Japanese¥HSAC SCd12j.pdf](#)

【注】お手持ちのパソコン環境に応じて適宜使い分けて下さい。

# サービスネットワークアーキテクチャ検討書

[D:¥Japanese¥HSAC\\_TR12j.pdf](#)

[E:¥Japanese¥HSAC\\_TR12j.pdf](#)

[F:¥Japanese¥HSAC\\_TR12j.pdf](#)

【注】お手持ちのパソコン環境に応じて適宜使い分けて下さい。

# インタフェース条件規定書

[D:¥Japanese¥HSAC IR12j.pdf](#)

[E:¥Japanese¥HSAC IR12j.pdf](#)

[F:¥Japanese¥HSAC IR12j.pdf](#)

【注】お手持ちのパソコン環境に応じて適宜使い分けて下さい。

# 光サービスアーキテクチャコンソーシアム規約

## 第1条 名称

本会は「光サービスアーキテクチャコンソーシアム」と称する。

## 第2条 目的

本会は、光情報流通ネットワークを活用した一般ユーザ向け映像リッチサービスの創造普及を実現することを目的とし、基本サービス、サービス基盤の構造規定、インタフェース条件等の策定とその普及を図る。

## 第3条 活動

本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 送り手側から受け手側まで首尾一貫した形での光サービスを実現するためのサービスモデル、機能モデル、システムモデルの検討
- (2) 上記検討結果をインタフェース条件として広く一般に公開
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第4条 構成メンバ

本会は、第5条に定める「会員」と、第7条に定める「特別会員」とから構成する。

## 第5条 会員

会員とは、本会の趣旨に賛同し、入会申込書を提出し、会員番号を付与されたものをいう。本会を退会しようとするものは、書面をもってその旨を届け出なければならない。

## 第6条 入会金

入会金は一口24万円(税別)とする。会員は請求書発行月の翌月末日までに入会金を納入しなければならない。なお、中途退会する会員に対して、入会金は原則として返却しない。

## 第7条 特別会員

本会には、本会活動に有益な学識経験や知見、ノウハウを所有する方をご招待し、ご指導いただくための特別会員を配置する。特別会員に対する入会金は無料とする。

## 第8条 情報の開示

本会において開示される情報は、秘密でないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ワーキンググループにおいて特に必要な場合に、秘密情報がやりとりされる場合には、別途定めた「秘密保持規程」に従うものとする。ただし、いずれの会員も、自己の秘密情報を開示する義務および他の会員の秘密を受領する義務を負うものではない。

## 第9条 組織

本会は、総会、幹事会、運営事務局、各種委員会により構成される。

## 第10条 会長

本会には会長(一名)を配置する。会長は、本会を代表し、会務を総理する。初代会長は、本会の設立発起人が推薦し、総会で承認を得る。

## 第11条 総会

総会は会長、会員および特別会員によって構成する。総会は、会長が必要と認めたときに開催する。総会は、会員および特別会員の総数の2分の1以上の出席をもって、成立するものとする。但し、総会の前々日17時まで委任状または議決権行使書が受領された場合は、これを提出した者は、総会へ出席したものとみなされる。総会の議長は会長が行う。総会の議決は、出席した会員および特別会員(委任状または議決権行使書が受領された者を含む)の過半数の同意をもって決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、書面もしくは電子メールによって、委任状または議決権行使書の提出を行うことができる。総会は、本規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 本規約の改正
- (2) 活動計画
- (3) 活動報告
- (4) 収支報告の確認
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

## 第12条 幹事会

本会には、会長、設立発起人、ならびに会長の指名を受け総会で承認された幹事から構成する幹事会を配置する。幹事長(1名)は会長が指名する。幹事会は、次の事項を議決するため必要に応じて随時開催する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会から委嘱された事項
- (3) 会長が特に必要と認めた事項

幹事会の議決は、幹事の過半数の同意をもって決し、賛否同数の場合は、幹事長の決するところによる。

## 第13条 運営事務局

本会には運営事務局を配置する。運営事務局は、会長を補佐し本会の円滑な運営を行う。運営事務局メンバーならびに運営事務局長は会長が指名する。

## 第14条 各種委員会

本会には具体的な検討を行うための、各種委員会を設定する。各委員長は会長が指名する。各委員会は検討の必要に応じ、各委員会配下にワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループ体制や、運営に必要な事項は各委員会で定める。

## 第15条 支出

本会の運営上必要な経費は原則入会金より支出する。本会活動の一環として実験評価を行う場合には、実験方法、ならびに費用を検討するワーキンググループにおいて、費用負担の考え方を別途整理する。

## 第16条 秘密保持

本会での活動に関し、第14条に定める委員会、ワーキンググループ活動のなかで会員・特別会員が相互に開示する秘密情報の取り扱いについては、別に定める「[秘密保持規程](#)」による。

## 第17条 知的財産処理

本会での活動に関し、活動のなかで関連する知的財産の取り扱いについては、別に定める「[知的財産処理規程](#)」による。

第18条 本会の解散等

本会の存続期間は設立日から1年間とする。但し、総会の決議において当該期間を短縮または延長することができる。

第19条 合意管轄

本規約もしくはその条項に関連して発生する紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

第20条 準拠法

本規約は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

附則

- 1 本規約は、設立総会の日から施行する。
- 2 本規約においては、[設立発起人](#)とは、安田浩教授、シャープ株式会社、大日本印刷株式会社、日本電気株式会社、日本電信電話株式会社、松下電器産業株式会社である。

## 秘密保持規程

### (秘密情報)

- 第1条 本規程において、「秘密情報」とは、光サービスアーキテクチャコンソーシアム(以下「コンソーシアムという」)における検討(以下本検討という)にあたって会員(本規程において、「会員」とは光サービスアーキテクチャコンソーシアム規約に定める会員と特別会員を意味するものとし、秘密情報を開示する会員を以下「開示者」という)が秘密情報を受領する他の会員(以下「受領者」という)に秘密である旨を明示した上で開示する、本検討に関連する、自己の秘密性を有する一定の価値ある情報であるものとする。
- 2 秘密情報は、(1)書面にて開示される場合には、「秘密」あるいはそれに類似した表示を明示して受領者に開示されるものとし、(2)口頭で伝達される場合には、(a)開示者が開示時点で秘密である旨を明確に示し、且つ(b)開示後 30 日以内に開示者が「秘密」あるいはそれに類似した表示を明示した文書により内容を詳記して受領者に交付するものとする。尚、口頭による開示の時点で、形式を問わず内容を詳記し、「秘密」あるいはそれに類似した表示を明示した書面に、臨席した受領者の役員または従業員が署名またはイニシャルを記した場合、本項の要件は満たされたものとする。

### (秘密情報の使用)

- 第2条 受領者は、コンソーシアムが解散した後、又はコンソーシアムから退会した後といえども、秘密情報の受領後 3 年間は、開示者が事前に書面で同意しない限り、いかなる第三者に対しても秘密情報を開示・漏洩してはならず、また開示者が事前に書面で同意しない限り、秘密情報を本検討に必要な範囲以外で使用してはならない。
- 2 前項にかかわらず、受領者は、自己の親会社と子会社に対して、本検討に必要な秘密情報を開示できるものとする。この場合、受領者は、当該子会社に対して、自己が本規程において負うのと同等の守秘義務を課すものとする。なお、子会社とは、発行済みの株式の過半数を、現在又は今後、受領者により直接又は間接に、所有され又は支配される会社をいうものとする。
- 3 受領者は、秘密情報を、本検討のため知る必要がある受領者及び受領者の子会社の従業員及び役員への開示に限定するものとする。
- 4 開示者の秘密情報に接触していない受領者および受領者の子会社の役員および従業員は、本規程による拘束を受けないものとする。

### (秘密保持の例外)

- 第3条 以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時点で公知であり、または開示後、受領者の過失若しくは本規程違反によらず公知となった情報
  - (2) 受領者が、開示者から開示される以前から正当に保持していた情報
  - (3) 開示者の秘密情報を使用することなく受領者が独自に開発した情報
  - (4) 受領者が、正当な権利を有する第三者から何ら義務を負うことなく入手した情報
  - (5) 開示者が本規程に定める秘密保持義務の制約から除外することを文書により同意した情報
  - (6) 裁判所若しくは官公庁の命令、又は要求又に従い開示することが必要とされる情報

### (保証)

- 第4条 開示者は、受領者に対して秘密情報を開示する権利を有することを保証する。

### (譲渡制限)

- 第6条 会員は、他の会員の書面による事前承諾を得ることなく、本規程上の義務又は権利の一部又は全てを第

三者に譲渡してはならない。

(有効期間)

第6条 本規程の有効期間は、会員番号の発行日から光サービスアーキテクチャコンソーシアムの解散日または会員退会日のいずれか早い日までとし、会員は有効期間中、本規程に拘束されるものとする。但し、第2条、第4条、第5条、第6条、第8条及び第9条は、本規程の終了または満了にも拘わらず、依然として効力を有するものとし、会員であった者は、これらの条項に拘束されるものとする。

(返還)

第7条 本規程の終了、若しくは満了の場合、受領者は、開示者から要求があった場合、コンソーシアムが解散した場合、コンソーシアムから退会した場合、または本検討の過程において不要となった場合、開示者の指示に従って、速やかに秘密情報(コピーを含む)を開示者に返還するか、または破棄(電子媒体上に記録された秘密情報の場合は速やかに消去)すると共に、当該返還、破棄および消去の完了を文書により開示者に通知するものとする。

(取得されない権利)

第8条 開示者は、開示した秘密情報についての工業所有権、著作権、トレードシークレット等の知的財産に基づくいかなる権利も本規程に定めるもの以外は、受領者に許諾し、付与し、または譲渡するものではない。

(その他の事項)

第9条 会員は、本規程に規定されていない事項が発生した場合、または本規程の解釈に疑義が生じた場合、誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

## 知的財産処理規程

### (定義)

第1条 知的財産処理規程において、次の各号に掲げる用語は、各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「コンソーシアム」とは、光サービスアーキテクチャコンソーシアムを意味する。
- (2) 「会員」とは、光サービスアーキテクチャコンソーシアム規約に定める会員と特別会員を意味する。
- (3) 「WG」とは、コンソーシアムにおける各種委員会配下のワーキンググループを意味する。
- (4) 「光サービスアーキテクチャ仕様」とは、コンソーシアムで制定される光サービスに関わる仕様を意味する。
- (5) 「TYPE I」とは、会員が既に所有している特許(コンソーシアム設立日前日までに特許出願されたものであって、出願中のものを含む)によって保護される技術を意味する。
- (6) 「TYPE II」とは、コンソーシアムの設立日以降、コンソーシアムまたはWGの活動で新たに生み出され技術であって、WGの議事録等の関連する文書で確認したものを意味する。
- (7) 「TYPE III」とは、コンソーシアムの設立日以降、コンソーシアム活動外で会員において新たに生み出された技術であって、TYPE IIに属さないものを意味する。

### (特許等の取扱い)

第2条 特許等の取扱いは、次の各号に定める内容とする。

- (1) TYPE Iの技術に関して所有する特許(出願中のものを含む)で、光サービスアーキテクチャ仕様の実施のために不可避に実施されるもの(以下、「必須特許」という)を、会員は自らが必須特許を有すると知った場合、特許および特許出願公開となった範囲内でコンソーシアム運営事務局に届け出るものとし、また、光サービスアーキテクチャ仕様の実施のために、必須特許の実施許諾を希望する者に対して、公平、妥当、かつ、非差別的な条件で、必須特許の実施を許諾するものとする。但し、会員が自己の裁量で実施許諾できない必須特許については、コンソーシアム運営事務局への届出後、その対応について別途協議するものとする。
- (2) TYPE IIの技術に関しては、コンソーシアムのホームページや会報等を通じて光サービスアーキテクチャ仕様書等として積極的に公開するものとする。但し、コンソーシアムまたはWGの活動から発生する技術に関する特許出願は、WGで合意された場合、発明者が属する会員(発明者が会員の場合を含む)により行われるものとする。この場合、光サービスアーキテクチャ仕様の実施のために不可避的に実施される特許については、TYPE Iに属する必須特許と同様に取扱われるものとするが、かかる特許を所有する会員は、会員に対しては、かかる特許を無償で実施(会員が、会員の業務のために第三者に実施させることを含む。)を許諾するものとする。
- (3) TYPE IIIの技術に関する発明は、当該発明を行った会員が、出願できるものとする。但し、光サービスアーキテクチャ仕様の実施のために不可避的に実施される特許については、TYPE Iに属する必須特許と同様に取扱われるものとする。
- (4) TYPE IIIの発明とTYPE IIの発明とを明確に分離するため、会員は、自身で開発中の発明に関しては、極力自身で権利処理(特許出願)を終えてからWGへ持ち込むなどの努力を行うものとする。
- (5) 光サービスアーキテクチャ仕様の決定方法とそれに係る必須特許の選定方法については、別途定める運用規程による。

- (6) 光サービスアーキテクチャ仕様の実施のために不可避免的に実施される特許のうち、会員以外の者が所有することが明らかとなったものに関しては、代替技術を採用するか、或いは会員の各組織が個別に許諾を受けるか否か判断することとする。
- (7) 会員が所有する特許のうち、光サービスアーキテクチャ仕様の実施のために不可避免的に実施される特許の実施許諾に関しては、パテントプール方式にするのか、個別利用許諾方式にするのかは、コンソーシアムの今後の検討事項とする。

(光サービスアーキテクチャ仕様書の取扱い)

第3条 光サービスアーキテクチャ仕様書の取扱いは以下の通りとする。

- (1) 光サービスアーキテクチャ仕様書の著作権は、コンソーシアム運営事務局またはその指定した者に帰属するものとし、会員は、光サービスアーキテクチャ仕様書を無償で利用できるものとする。但し、かかる利用には、特許の実施許諾は含まれていないものとする。
- (2) 光サービスアーキテクチャ仕様書は、コンソーシアムのホームページや会報等により、公開されるものとする。

(ロゴマークの取扱い)

第4条 コンソーシアムにおいて、光サービスアーキテクチャ仕様を満たすことを示すロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を制定した場合、会員は、別途コンソーシアムが定める条件に従って自身が提供する製品及びサービス等に、ロゴマークを表示できるものとする。ロゴマークの制定およびその登録については、運営事務局が定めるものとする。但し、ロゴマークを表示した製品又はサービス等に関わる問題については、提供した会員が、自身でこの解決を図るものとする。

## 事務局後記

この一年間はまさにブロードバンドのドッグイヤーでした。このペースだとサービス委員会と技術委員会の検討した将来像が意外と早く現実のものになるかもしれません。それを加速するためには、今回の成果を受けてビジネス化に向けた深掘り検討を進める必要があります。今後、光コンソーシアムの活動で培われた企業連携が本格的なビジネス展開へとつながり、その結果として、私たちの日常の生活が大きく発展することを期待しています。

ところで、1年余りのコンソーシアム活動の間に、日本の景気低迷や米国の同時多発テロ、引き続きアフガニスタン紛争など、暗いニュースが続きました。崩れ落ちる世界貿易センターの衝撃的映像がニューヨークからリアルタイムで私達の茶の間に流れてきました。このように映像は極めて単純に、かつ迅速に事の重大さを伝えます。一方、暗いニュースばかりではなく、アフガニスタンの復興を伝える映像は、そこの人々の喜びをそのまま伝えることができます。ブロードバンドにより、日常の暮らしが便利になり、産業界の活性化が促進されるだけでなく、世界中の民族・文化の交流促進、世界各地の人々のコミュニケーション活性化が促進され、その結果、人種、民族、政治体制、宗教などに依らず、世界の人々が共に発展できることを私たちは願わずにはられません。

最後に、本書の実質的な編集を支えてくれた泉 博之さんと小菅三奈子さん、総会・委員会の円滑な実施を支えてくれた藤井久美子さんに事務局一同深く感謝致します。

(運営事務局一同)

---

## 光サービスアーキテクチャコンソーシアム成果報告

2002年3月26日 初版発行

編者・発行者 / 光サービスアーキテクチャコンソーシアム

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-9-18 TDC ビル 6F

[cnt@hikari-sac.org](mailto:cnt@hikari-sac.org)

<http://www.hikari-sac.org/>

印刷・製本 / 大日本印刷株式会社

---

本書の著作権は、光サービスアーキテクチャコンソーシアムに帰属します。  
本書の内容を、いかなる方法においても、無断で複写・転載することを禁じます。

Copyright © 2001-2002 HIKARI Service Architecture Consortium All rights reserved.